

# 「世帯のなかに隠れた貧困」に関する 子育て世帯研究の再構成

田中 智子

---

はじめに

- 1 世帯内資源配分研究におけるケアの等閑視
- 2 世帯内不平等配分に結びつく子育ての特質
- 3 子育てと女性の貧困の関連性についての事例的理解
- 4 女性への不平等配分との関連要因
- 5 子育てと女性の貧困リスクの接続

結 論

はじめに

世帯内の資源の不平等配分により、女性の生活水準が低位に置かれるという問題については、多くの先行研究において、主に成人男女間の不平等として取り扱われてきた。その分析過程において用いられる調査では、対象として、子どもを含む世帯も含まれているものもある。しかし、子どもの存在やケアに要する労力は、成人男女間の配分に影響を与える変数の一つとして取り扱われているのみで、被説明変数として考察されているものはほとんど見当たらない。つまり、子どもの誕生やそれに伴うケアは、世帯内の家計や時間の配分の組み換えを強制するものであるにもかかわらず、子どもの存在そのものが世帯内資源配分にどのように影響を与えるのか、子どもと他の家族員でどのような資源配分がなされるのかという問題に焦点化した論考はほぼ見られない。

本稿では、ケアの中でも子育てに焦点を当て<sup>(1)</sup>、断片的に論じられてきた子育てと女性の不利の

---

(1) 本稿に関する議論は、高齢者や障害者、子育てなどケア全般に通底する問題であると考えているが、特に子育て（障害のある子どもの親によるケアを含む）に限定する意図は、子育てにおける親が子どもをケアするということと、高齢者介護における子どもが親をケアするというベクトルの違いが実際のケアのお金や時間の配分においても大きな違いをもたらすと考えるからである。例えば、要ケア者への支出配分をみたときに、親が子どもをケアする場合においては、際限なくなされる（田中 2020）のに対して、高齢者の介護や生活費用の場合は、長寿社会開発センター（1993）が明らかにしたように「サービス費用などを含む相対的に高い介護費用を高齢者自身の収入が支えているという傾向もみられる」と指摘しており、高齢者の介護費用は子世代の家計とは分離して支出されていることが示唆されている。さらに、要介護高齢者を対象としたものではないが、御船美智子（1990）による三世代家族の家計を対象とした分析からは、「三世代家族といえども生活費についての家計管理はかなり分離しているといえる」と結論付けている。つまり、親が子どもをケアする場合には、親自身の生活にかなりのしわ寄せを生じさせてでも子どもへ支出配分しようとするのに対して、子どもが親をケアする場合には、世帯の生活に影響のない範囲にとどめようとする力学が働くと考えられる。

問題を、世帯内資源配分の議論として再構成する。そして、「世帯のなかに隠れた貧困」を可視化するための視座を提示する。そのために、まず個人の裁量による采配がされにくいケアの特質を述べたうえで、世帯内不平等配分の促進要因を考察し、子育てが女性の貧困リスクをいかに高めているのかということについて、先行研究の到達と課題を整理する。

## 1 世帯内資源配分研究におけるケアの等閑視

これまでの世帯内資源配分研究においては、子育てや障害者、高齢者介護などいわゆるケアについては、資源配分に直接的に影響を与えるというよりも、性別や世帯収入、就労や稼働の有無などと同様に、成人男女間の資源配分に影響を与える説明変数の一つとして取り扱われてきた。本特集の他の論文でも言及されているように、そこでは「女性である」からこそその不平等状態が明らかにされた。しかし、その視点だけでは世帯内資源配分に関する研究を考察するには、不十分であり、「女性であること」に加えて、「母親であること」を考慮した考察が必要であると考えられる。

そのことは、世帯内資源配分研究の蓄積があるイギリスの研究においても確認できる。本特集の丸山論文でも言及されている Sara Cantillon が、剝奪指標を用いた貧困状態の把握を試みているが、その関心においても子どもの存在が射程に入ってくるのは最近のことである。Cantillon and Nolan (1998) では、成人男女における持ち物や行動を指標化し、それぞれの剝奪状況を調査しており、剝奪度合いの規定要因としては、夫婦それぞれの収入、社会階層、年齢などへの着目がなされており、子どもの存在やケアの労力は、等価スケールモデルにおいて勘案されて（追加の子ども当たり 0.33 として算出）いるのみである。Cantillon, Gannon, and Nolan (2004) では、女性の剝奪リスクについても考察がなされ、子どもがいない場合よりもいる場合の方が、それが高まること、その理由として、子どもに関する支出負担は男性よりも女性にあらわれることを明らかにしている（男性の剝奪に関しては、子どもの有無と関係がみられない）。具体的な剝奪指標で見ると、「教育やトレーニングを受けたいか」という質問に対して、夫婦いずれかが「いいえ」と回答した割合が 12.8%あり、その理由として「子どものケア」を挙げた者が、妻は 4 分の 3 程度あったのに対して、夫は 4%にとどまっている。

しかし、Cantillon, Maitre, and Watson (2016) においては、子どもの有無が男女それぞれの剝奪にどのような影響を与えるかについて、注目されるようになってきている。その結果、女性だけが剝奪を経験する割合は、子どもがいないケースよりもいるケースが高まる（男性は子ども有無と剝奪の経験に関連性は認められない）ことが確認されたが、他方で、男女ともに剝奪を経験するカップルの割合も高くなっている（子どもがいない場合 11%、子ども 1 人 17%、2 人 16%、3 人以上 19%）ことも興味深い。子どもの存在が、世帯内資源配分の変更の誘因として確認されたと言える。

日本の研究を見ても、家事分担や夫婦それぞれの支出、主観的幸福感などの分析において、子どもの存在はデータを統制する際の変数の一つとしては用いられているが、それ自体が被説明変数として用いられているものはほぼ見られず、研究の着眼は夫婦の就労形態や稼働状況に関するものが中心である（鈴木 2015, 盧 2017 など）。

以下、詳述するようにケアというのは女性にとって、行動を規定する大きな要因にもなり、日常

生活においては少なくない負担でもある。だからこそ「女性だから」ということだけではなく「母親だから」という視点での不平等の経験に着目した研究が必要であると考えられる。

## 2 世帯内不平等配分に結びつく子育ての特質

現代における子育てにかかる選択肢、例えば、仕事を継続するかしないか、保育施設を利用するかしないのか、誰を協力者として位置づけるのかという「どのように子育てをするのか」ということは相当の幅を有し、自己選択の余地が大きい事象のように捉えられている。しかしながら、子育てに関して実際にどの程度個人の采配によって調整可能なのかという点、弾力性が乏しいと言わざるを得ない状況にある。結論を先取りして言うと、子育ては、時間的にも経済的にも集約したり節約したりということが難しいという特質を有する。

まず、時間的側面については、大石亜希子（2019）によると、家庭外労働や「洗濯や掃除などの家事は週末にまとめてするなどの集約化が可能であるのに対し、子どもをお風呂に入れたり寝かしつけたりするといったケアは集約化できず、日々行わなければならない」という集約化できないという特徴を持つと述べている。社会生活基本調査でも、1996年と2016年の経年変化を見てみると、6歳未満の子どもを持つ世帯において、家事時間は、夫は5分から17分へと12分長くなっているのに対し、妻は4時間8分から3時間7分へと1時間1分も短くなっている。一方で、育児時間は、夫が18分から45分へと27分の増加、妻は2時間43分から3時間45分へと1時間2分の増加となっている。それぞれどのような実態が伴っているのかについては、今後の検討課題とするが、家事時間が家電の開発や外部化により時間短縮が実現する一方で、ケアは短縮されるのではなくさらに時間が投入される結果となっている。

また経済的側面においても、子育てに関する費用は節約化できないという側面を持つ。例えば、内閣府（2009）により実施された「インターネットによる子育て費用に関する調査」では、対象者の世帯年収に占める平均子育て費用は、第一子の場合、未就園児で15.7%（実額84万円／世帯年収536万円）、保育所・幼稚園児で20.6%（122／592）、小学校低学年で18.0%（110／610）、中学生で22.9%（156／682）となっている。この調査から明らかになった子育てにかかる費用の現状として、家計全体の20%相当を占めており、年齢の上昇とともにその額、割合ともに増大する。また、第二子以降には、被服や靴等のお下がり効果も働き、ある一定の逡減効果はあるものの、それも教育費等の影響により、一定のところで歩留まりする。子育て費用については、吉田俊六（1996）は、野村證券の子育て費用調査の結果をもとに、「親の支出は抑えても子どもの支出は抑えない姿勢が見られた」という傾向にあることを確認しており、子育て費用は、世帯年収にかかわらずある一定水準以上が社会的に要請される「所得弾力性の低い項目」であると述べている。

また日本生協連による2016年全国生計費調査においても、組合員に対する調査をもとに乳幼児から大学生までの子どもがいる世帯の中で可処分所得に占める教育費の割合が40%を超える世帯が7.4%あること、特に「大学生等の子どもがいる世帯に限定してみると、可処分所得に占める教育費の割合が20%未満に抑えられている世帯は39.0%に縮小し、同割合が40%以上の世帯は21.0%に拡大して」いることを明らかにしている。また年間の収支でみたときに赤字になる世帯も、すべ

ての子どもの年代で見られ、特に「大学生2人」がいる場合は、57.6%と非常に高くなっている。

このように、就学前から大学進学までの教育費用（学校外教育を含む）が高騰していること、それに加え、2017年度の18歳人口に占める高等教育機関への進学率は80.6%と非常に高くなっており低所得世帯においてもかなりの子どもたちが進学している実態に鑑みて、現代における子どもの教育にかかる費用は社会的な固定的経費とみなすことができよう。

このように、子育てに時間とお金をかける動機について、大石（2019：136-137）は「子どものケアは市場労働や家計内生産のための労働とは異なり、その行動自体から親が楽しみや喜び（効用）を得るという面がある」と同時に、「子どものケアには、子ども自身の資質向上をもたらすという人的資本投資としての側面がある」ので、「親は、これらの市場財（食品、衣料等）と自分自身の時間の両方を投入して子どもの人的資本を形成する」というインセンティブが働くことを指摘している。

さらに、子育てへの優先的配分は、いわゆる「人的資本投資」とみなすことがされにくい障害児の場合においても生じている。田中智子（2020）では、障害児を含む世帯では、社会資源の偏在化、ケアの標準化（社会資源を利用することの一般化）を背景に、そうでない世帯よりもライフサイクルの早い時期から、障害児への優先的配分が行われ、親が高齢期に至るまでの長期間継続することを明らかにしている。そのような行動をとる親の動機としては、特に親の高齢化にともない、子どものパニックや強いこだわりなどの突発的な行動への対応が困難になる中で、親にとっては、日常がルーティンとして安定的に営まれることが重要になることを指摘している。

以上のことから、子育てとは、集約化・節約化が難しい要素であること、そして、どのように子育てするかというのは、個人の意思というよりも、当該社会における子育て規範とそれに基づく社会資源の配置に規定されたものであると言えよう。なぜ、母親であることで、世帯内資源配分の不平等を甘んじて受け入れてしまうのかということについては、これまで「母性」として説明されてきた。田間泰子（2001：16）はこのことを「母親たちは、母親としての存在をまさしく『子ども』の無知・無力さに負っているのだから、『子ども』が闘技場となることを根本的には否定できない。……母親たちは、自己の存在理由を主張したいと思えば思うほど、『子ども』という闘技場におけるパターナリスティックな権力闘争から降りられず、進んで巻き込まれてしまう。この闘争は、特に『子ども』がより無知・無力なものとして想定されればされるほど激烈になり、個人が『母親』としてコミットしていればいるほど主体的に巻き込まれる」と述べている。子育てを大石の言うように、投資という要素だけではなく、障害のある子どもの場合も含めて考えてみると、まさにこのことが当てはまり、子どもの介護者であり、代弁者でもありと唯一無二な役割を担う母親たちにとっては、自分のことを犠牲にしても子どものケアを担うのは当然と考えられ、ときに自らの「生きがい」ともなり得ると考えられよう。

### 3 子育てと女性の貧困の関連性についての事例的理解

研究的な蓄積は見られないものの事例的には、子育てを担うことが女性の不平等配分や不利に直結する問題として報告されてきた。丸山論文の中で説明されているように本特集に共通する Ruth Lister による貧困理解を岩田正美（2009）が再解釈したものでは、車輪の軸の部分に「生活資源の

不足（お金がないという）ことを、外輪部分に「パワーレス・ボイスレス」「恥・自己評価の低さ」「社会関係からの排除」「非難・軽蔑」というのを配置している。ここでは、生活資源が不足する中で子育てをすることが、外輪部分に描かれたような貧困経験にいかにつながるのかということについて事例的に理解していきたい。

一つ目は、自らに内在化する単親家庭への偏見や、両親（両性）が必要という意識のもと、DVを受けながらも夫との生活を続けることを選択した事例である。「私自身にも母子家庭への偏見があると思うんですね。『このままでは男の子なのにお父さんがいない家になる。そんなことで子どもを育てていけるのか』という迷いがあり、好きで一緒になっているんだから（DVの夫との生活をつづけることを：筆者注）と割り切りました」ということで、子どもには父親が必要という意識に縛られ、自らはDVの被害を受けながらも、夫の元を離れられないという事例である。後述するが、子どもの存在は女性がDVの被害から逃げ遅れる要因となり得る。

二つ目は、前述した教育にかかる社会的固定費をまかなう必要から、夫を求めた事例である。現在の日本における高額な高等教育機関進学にかかる費用を、女性の稼得と社会保障給付のみでまかなうことは困難を伴う。そのため、子どもの学費を得るために、配偶者を得るという戦略をとったことが語られている。「娘が大学に行きたいというので、それを応援したかったのですがお金がなくて、これだけはどうにもならなかったんです。……それまでは（シングルマザーとして：筆者注）自分が一番踏ん張って生きてきたから、今まではそんな男の人の甘い言葉（結婚の申し出：筆者注）に全然ぶれなかったのに、その時だけはもう頼らせてほしいと思ってしまったんですね……」というように子どもの教育費のために婚姻関係を結んだケースである。（以上二つの事例はシンママ大阪応援団（2017）より）

三つ目は、夫婦関係が破綻していなくても、女性は子どもの誕生を機に、周囲に求められるケア役割を遂行し、仕事を調整し、時には、自分のキャリアを断念するというように、男性と比べて子どもの存在により大幅なライフスタイルの変容を求められ、十分な稼得を得ることができないという状況に追い込まれた事例である。周燕飛（2020）によると、専業主婦の中には、貧困層にあって35.8%（全体平均は63.9%）が、「幸せ」を実感しており、その理由を母親が自身の稼得やキャリア形成よりも、自らの手で育児を担うことが重視されるような「世帯軸」を中心とした幸福感が形成されるからであると説明している。実生活においては、女性たちは節約のために時間をかけて遠方まで食料品を購入することや、人によっては「抑うつ傾向」を呈しながらも子育てを全面的に担っている様子が描き出されている。

このように現代社会においては、夫婦関係が継続しようとして破綻しようとして、社会が要求する水準の子育てを女性が自己選択として引き受けざるを得ない中で、十分な生活資源を得ない中で、子育てをするということは、「恥や自己評価の低さ」や自らに内面化されたあるいは社会が要求する教育費などの子育て水準を充足できないことによる「非難・軽蔑」、そして主婦や母親という家庭内の役割が肥大化していくことによる「社会関係からの排除」、しかしそれらはあたかも女性自身の自己選択として描かれることで、社会に対する異議申し立てをできない（しない）状況に追い込まれる「パワーレス・ボイスレス」を経験する。つまり、現代社会における子育ては女性の貧困リスクを高めるように作用するのである。

#### 4 女性への不平等配分との関連要因

濱本知寿香（1999）は、家計経済研究所で実施された「消費生活に関するパネル調査」のデータをもとに、子どもの誕生が家計、時間などにどのような影響を与えるのかという生活変動について考察している。その中で、世帯人員や構成、年齢、地域などを調整した生活保護制度で定められた最低生活費に対する世帯年収の値（「収入水準」＝前年の世帯総収入／最低生活費）が、子ども1人2.494、2人2.146、3人以上1.931と低くなっていくことを明らかにしている。そして、「子どもの数が増えるほど収入水準が有意に低くなっており……収入が家族のニーズに見合ったものになっていない」と結論付けている。

このように家族のニーズを充足しない収入への対応としては、女性が自らへの配分を切り詰めていることが考えられる。

Fujii and Ishikawa（2011）は、日本の既婚カップルにおける世帯内資源配分のパネル調査の結果、子どもが1人増えるごとに妻への支出配分が少なくとも2%下がることを明らかにしている。その要因として、自らへの支出配分を切り詰めるのと引き換えに、女性が子どもたちのしつけや教育に関わる決定についての発言権を持とうとしていると推察している。つまりは、子どものことに関する決定を行うことが自分の役割と自覚することで、子どもへの優先的な支出配分を女性自ら進んで行っているということがうかがえる結果である。

次項以降、女性が自身への配分の切り詰めを進んで行う要因について考察を行っていく。

##### （1）夫婦間での不平等配分——女性の稼得との関連

これまで、女性の就労・稼得状況は、夫婦間の家事育児の役割分担、勢力関係、満足度やストレスなどと結びつけられて分析されてきたが、ここではそれが女性への配分にどのような影響を与えているのかという点から見ていく。

そもそも現代社会において、世帯の家計に占める女性の稼得の位置づけというのは、単なる補助的な位置づけではとどまらない。蓑輪明子（2016）は「就業構造基本調査」をもとに、夫の所得が低位な世帯が増加してきていること、それに伴い妻の労働力率が高まっていることを明らかにし、女性の働き方の変化は「1990年代以後の男性労働者の賃金抑制の中で生じてきた」と指摘している。これとあわせて、前述したように高騰する教育費用、子育て費用をまかなうために、特に、低所得世帯においては、貧困に陥ることを回避するためには、父親に加え、母親も稼得者となるという「多就業化」によって乗り切ることが選択されている。

しかしながら、依然として賃金構造基本統計調査によると、2019年の男性の賃金を100とみなしたときの女性の賃金は73.4%とその差は大きく開いている。

Amartya Sen（1990）は、実際の夫婦間のバーゲニングのあり方を決めるのは、実際の貢献よりも認識された貢献であると述べている。したがって、家事育児という計測困難な役割を担う女性よりも、稼得という目に見える形で家計に貢献する男性の方が優位に置かれやすい状況にあると言える。

実際の家計における支出配分を見たものとしては、世帯の収支状況の全容がわかるような詳細な家計調査が1960年代に児童手当創設のための基礎資料として行った中鉢正美らの生計費調査以降、皆無である。中鉢正美らの調査をもとに、前田正久ら（1971）が分析したものによると、「（世帯内の）実支出総額は、総体的には夫が第1位を占め、つぎに児童が、妻は最下位に置かれている場合が多くみられる」ことや、「妻は児童数の増加や発達段階進展にともなう家計緊張のしわよせをうけ、その調整弁的役割を果たしていること」が明らかにされている。特に、低所得世帯では、妻の就労が「生計費の補填の必要性」から実施されているなど、常に支出と収支のバランスの調整役をまっさきに妻が行っている<sup>(2)</sup>。

また近年では、家計経済研究所（2009）において、子どもがいる家族を対象とした調査において、家族の生活費のために自分のお金を切り詰めた経験は、夫（22.2%）よりも妻（37.1%）が大きく上回ることが明らかにされている。また、切り詰め経験と妻の就業形態には関連が見られる（常勤<パート・アルバイト<自営<専業主婦の順に切り詰めに経験している割合が高い）ように、妻の専業主婦世帯では、夫の切り詰め経験とのギャップは最も大きい。つまりは、稼得状況と世帯内の支出状況には関連性があり、稼得機会や収入の少ない妻が、必然的に不利な立場に置かれていると言える。

このように、子育てを引き受けることで、稼得機会から遠ざかる母親たちは、経済的には夫に依存せざるを得ず、また自分への支出配分を切り下げても夫婦関係が破綻しないように回避する行動をとる。反対に、妻に夫と対等もしくはそれ以上の稼得がある場合に、夫婦の話し合いによる決定を重視したり、妻が1人の時間を確保することに賛意を示す傾向があったり、妻が自由に使える金額が大きくなることを重川純子（2004）では、明らかにしている。

また一方で、三具淳子（2018）は夫婦間の対等な関係性に関する意識と就労の関係を調査しており、既婚者が「働くこと（収入だけではなく仕事をしていることそのもの：筆者注）と関連付けて夫婦の対等性を認識していること」、収入ではなく稼得機会そのものが対等性に影響を与えると指摘していることも興味深い。子どもとの関係でみると、夫婦の対等な関係の要素として、「お互いが経済的に自立していること」や「両者が仕事をしていること」を挙げるのは、これまでに共働き経験のある者については、「子どもあり」が30.0%、「子どもなし」が42.4%となっている。このことから、子どもがいる場合は、有償労働だけではなく、子育てを担うことも夫婦間の役割分担と認識されており対等性を促進する要因であることがうかがえる。しかし、一方で、「働いていても家計補助的な収入では、対等な関係は築けない」と考える人も、共働き経験者の中では「子どもなし」が7.5%、「子どもあり」が16.4%となっていることも興味深い。データの制約もあり、これ以上の考察はできないが、子育てという無償労働が夫婦の対等性を考えるうえで、評価されていないことも考えられる。このように子育てを含む無償労働の評価をめぐるのは両義的側面があり、そ

(2) このことを、室住眞麻子（2000）は、「配慮の体系」として説明している。『「配分配慮」は、『母性本能的行動』と『主婦の役割意識』に基づいて主婦あるいは母親という内面化された規範に基づいて行われる。子どもの養育費が膨張し「生活資源」が逼迫する中で子ども優先の配分を維持し、同時にそれによって夫の配分低下を防止しようとする「配分配慮」は、それを担う妻個人の支出の切り詰めという調整を余儀なくさせることを指している。「配分配慮」は主婦／母親役割と同じ次元で考えられているので、それらの役割遂行にあたって妻／母親自身が犠牲的な配分行為を行っても、役割の責任上「当然」とみなされるとしている。

のことが有償労働の評価は関連していることが推察できる。

吉田千鶴（2015）は家計経済研究所が2014年に実施した「共働き夫婦の家計と意識に関する調査」の個票データを使用し、都市部に暮らす妻が35-49歳で共働きの妻、または夫（ペアデータではない）における妻の年収シェアが妻の幸福度に与える影響について考察している。そして、妻の年収が高いほど妻の交渉力は高いが、妻の幸福度は高くはならない（他にも夫の家事・育児時間が、一定水準以上長くなると妻の幸福度が下がることを明らかにしている。これは一家に主婦が2人いる状態で葛藤を生じていると推察できよう）という結果を得ている。しかし、本調査における世帯収入に占める妻の年収シェアは平均20%（50%を超えるシェアを持つ妻は非常に少ない）であり、夫婦間での収入の対等性を測るデータとしては限界がある<sup>(3)</sup>。

現代日本において、認識されている貢献とは稼得の機会なのか、収入（額）なのか、それらは家事育児などの分担や世帯内資源配分とどのように関連するのかということについては、今後の課題としたい。

## （2）子どもとの関係における不平等配分

世帯のなかに隠れた貧困について、ケアの対象である子どもとの関係において論じる場合は、「子どものための」支出をどのように考えるのかということをもまずは検討しなければならない。「子どものための」支出をめぐることは、以下の二つの論点が考えられる。

一つは、計測する際に何を子どもの費用とみなすのかという問題がある。

濱本（1999）は、これまでの政府統計において、生活費までを含む場合（平成5、8年版『厚生白書』では1人の子どもが成人するまでの費用を2,000万円と見積もっている）と、教育費のみ（平成9年度『国民生活白書』では、学校の公私により932～1,902万円と見積もっている）を考える場合では大きく異なるとしている。さらに、統計の費目分類の違い（例えば、『全国消費実態調査』では、「教育費、教育関係費」に3歳以上の子どもの保育料は含まれるが、3歳未満の子どもの保育料や、3歳以上でも二重保育にかかる費用や学童クラブの費用は、「他の諸費用」の「保育所費用」に分類される）によっても差が出てくることを指摘している。

もう一つは、「子どものための」支出ということ自体に、ジェンダー規範が組み込まれており、男女の実際の行動にも違いが生じるということである。Bennett and Daly（2014）は、貧困の経験は、ジェンダー化された社会構造の中で生み出され、「男女では、何が『必要』を構成するのかということについて、異なる考えを持っており、両性ともに女性の消費は、彼女たちの個人的消費として家計や家族のためとみている」ことを指摘している。日本の先行研究においても、鈴木富美子（2015：43）では、「生活の中でも食べること、健康のこと、子ども関連、娯楽やレジャーを妻は担い、住居費、光熱費、通信費など生活のインフラ部分は夫が担っている」ということや、坂口尚文・田中慶子（2015）では、「教育費をはじめとする子どもにかかる費用……は夫の収入をより積

---

(3) その他、鈴木富美子（2015）においても、夫婦の収入類型と家計に関する意識の関連を見ているが、その場合の夫婦の収入類型の分類においても、「共に低収入：夫600万円未満、妻200万円未満」「夫低・妻高：夫600万円未満、妻200万円以上」「夫高・妻低：夫600万円以上、妻200万円未満」「共に高収入：夫600万円以上、妻200万円以上」と夫と妻の収入の開きが大きくなっている。

極的に活用して」いるということが指摘されており、子どもにかかる費用についても男性は学費などの費目が明確なものを担い、女性は日常的な支出やレジャー費用など用途があいまいなものを担っている傾向がみられる。すなわち、女性の方がより「自分のための支出」と「子どものための支出」の境界があいまいであることが推察される。

さらに、子どもとの間の不平等配分を考えると、明らかに女性が「容認できない状態＝貧困」に陥る背景として、子どもにかかるべきケアの総量が質・量ともに多いことが考えられる。Tania Burchardt (2010) では、「時間の貧困」に関する研究の中で、時間と所得とのトレードオフ関係について考察している。その中で、人が生活するうえで最低限度必要とされる基礎的生活時間（食事や睡眠等）と育児やケアにかかる時間、さらには就労や家事時間を引いた時間を裁量時間（discretionary time）と定め、これと所得の代替関係を算出している。Burchardtによると所得と時間がトレードオフできない場合として、子ども側の要因として、子どもの年齢が低いこと、多子であること、子どもに障害があるなど、世帯内で担うべきケアの総量が多いことを指摘している。この点について、例えば、田中（2019）では、障害のある子どもをケアする世帯においては、世帯員が経験する貧困の二段階進行ということを指摘している。第一段階は、障害者本人の生活水準は維持されるが、家族、特に親の生活が縮小するライン、第二段階は、本人の生活が縮小していくものである。つまり、障害者本人の貧困に先駆けて家族の貧困が経験されるのである。このように家族内のケアの総量が多くそれに対応する社会資源が配置されていないときは、家族員のケアラー専従化（それは多くの場合母親によって担われる）が求められ、女性は自分自身への時間的、経済的配分を容認できない状態まで切り下げることが考えられる。

### （3） ケアが市場化されていること

ケアが市場化されていることも、特に低所得階層を中心に、ケアをより女性に引き付ける要因となり得る。ケアが市場化されることで、母親の稼得がケアの購入費用を下回る場合や、適正な価格で、それを購入する費用と母親の稼得が代替関係になる、家庭外から（良質な）ケアが得られないということで、ケアを母親が引き受けることはままある。ここでは、一般的な子育て資源である保育所について、母親の稼得や世帯所得との関係による利用可能性を検討していきたい。

大石（2003）は、認可保育所を利用している世帯の所得水準は、相対的に低い傾向が確認され、特に「就学前児童のいる世帯の中では、認可保育所利用世帯の父親の所得が最も低い」ことを明らかにしている（ただし、母親の就業による所得がこれを補っているので、世帯所得ベースでの格差は縮小されている）。さらに、保育料の高低と女性の就業率は有意に関連しており、「低賃金の母親の労働供給は高賃金の母親よりも保育料に弾力的であり、保育料が引き下げられると年収90～130万円程度の母親の就業が促進される一方、保育料が6万円まで引き上げられると低所得世帯の母親の就業率は大幅に低下する」と指摘している。

可知悠子（2019）は、全国約4万人を対象とした調査の結果から、4歳児で保育所や幼稚園などへ未就園（平成13年生まれの子どもの場合は5%程度）の理由として社会経済的状況を挙げ、低所得世帯、きょうだいが3人以上、親のどちらかが外国籍の場合は有意にその割合が高いことを明らかにしている。また可知は、そのような経済的不利な状況にある世帯が保育を手に入れられない

理由として、所得に比例する保育料負担の問題だけではなく、所得に比例しない各保育施設における実費負担の問題を指摘している。

この実費負担と所得の関連について実証したのが田中（2019）による論考である。田中は、保護者の保育料階層と利用している保育施設の関係性について検証を行っている。それによると、子どもが利用する社会資源が、低所得層は実費負担が少ない公立保育所に、不安定就労層は就労などが不安定なために入所選考にかかるポイントが低くても入れる小規模保育事業に、高所得層は高額な実費負担を求められる民間保育所にと、3層に分化していることを明らかにしている。

以上のことから、家族外部のケア資源を手に入れるかどうかは母親の就労が関連を持つこと、ケア資源が市場化されている状況の中ではより良い資源にアクセスするには所得力が必要であることが明らかにされた。そして、世帯が低所得であったり、不安定就労である場合は、より良いケア資源を受けられない状況になり、ケアが外部化されず、女性に一層のケア負担を強いることに結びついていることが推察される。

## 5 子育てと女性の貧困リスクの接続

本節では、子育てなどのケアを担うことが女性の貧困リスクをいかに高めるのかということについて、考察していきたいと思う。ここでの貧困リスクを高めるといえるのは、車輪の外輪部分のような経験をしながらもそこから逃れる手立てをとらない、すなわち家族から抜け出せない状況に陥ることを意味する。

貧困から逃れる手立てをとらないというのは、DVという深刻な被害を受ける場合においても、夫から離れるという選択をしないことにもあらわれている。2017年の内閣府の「男女間における暴力に関する調査」によると、男女ともにDV被害を受けた経験はあるものの、女性の方が「何度もあった」という形で常習的にあるいは継続的に被害を受けているケースが多い。

また、DVを受けたにもかかわらず「配偶者と別れなかった理由（複数回答）」として、男女とも1位は「子どもがいる（妊娠した）から、子どものことを考えたから」（女性66.8%、男性60.4%）であり、女性の場合、2位が「経済的な不安があったから」（48.9%）、3位が「相手が変わってくれるかもしれないと思ったから」（19.5%）、男性は2位、3位が同率で「世間体が悪いと思ったから」「相手には自分が必要だと思ったから」（33.3%）と、女性の方が離婚に際し経済的脆弱性を有していることが明らかになっている。

さらに、「子どもが原因で別れなかった理由」としては、男性は「子どもをひとり親にしたくなかったから」が69.0%、「子どもにこれ以上余計な不安や心配をさせたくないから」が51.7%、「相手に親権を奪われ、子どもと離ればなれになる恐れがあったから」「子どもの保育園や学校の問題（子どもが転校を嫌がる、保育所への転入が難しい）」がいずれも17.2%であり、女性の場合は、「子どもをひとり親にしたくなかったから」が53.5%、「子どもにこれ以上余計な不安や心配をさせたくないから」が40.9%、次いで「養育しながら生活していく自信がなかったから」が40.2%となっている。つまり、離婚するに際して、男性は子どものフォローなどのケアの面に不安を抱き、女性は経済的理由に不安を抱いていると言えよう。

婚姻関係が破綻した場合に、どれだけ不利な状態に陥るかは、それ以前におけるバーゲニング力によって規定されるとし、Sen (1990) は「breakdown position が示すのは、個人のもつ脆弱性やバーゲニング力である。Breakdown した場合において、ある人が以前よりも一層混乱した状態になるとすれば、それは、個人の望ましい結果を得る能力が弱まっているということを示している」と述べている。

したがって、破綻前からバーゲニング力が弱い女性は、自らへの支出配分を容認できない水準以下に切り下げてでも、破綻を回避しようとするのが推察される<sup>(4)</sup>。

婚姻中からバーゲニングにおいて不利な立場に置かれた女性たちは、離婚後も困窮していることがうかがえる。

実際に離婚したケースを見てみると、家計経済研究所 (1999) が離別に至った女性 44 ケースへのインタビュー調査をしたところ、対象ケースの 3 / 4 が婚姻中から明確に不平等を認識している。多くは母子が困窮するほどの不平等であり、婚姻中に十分な生活費を夫から渡してもらえなかった「夫の所得が『家計』に移転しないケース」「夫の所得がないケース」ともに、妻は夫による権力の行使とうけとめ、不平等感を持っている。また離婚理由が経済的問題である場合は、離婚後の「養育費の取り決め無し」の割合が高くなることも明らかになっている。

しかし、このような事象は稀なことではなく 2016 年度の厚生労働省の「全国ひとり親実態調査」によると、離婚の際に、養育費を取り決めているのは、母子世帯で 42.9% にとどまっていることが明らかにされている。養育費の取り決めを行っていない理由としては、「相手と関わりたくない」31.4%、「相手に支払う能力がない」が 20.8%、「相手に支払う意思がないと思った」が 17.8% という順番になっている。

実際に、先行調査では、離婚前後では、経済状況は悪化することが確認されている。家計経済研究所の「消費生活に関するパネル調査」を分析した坂口尚文 (2004) によると、離婚・死別後に所得が低下した人は全体で 66% であったのに対して、子どもがいる人に限れば 68%、半分以下になった人は全体で 23%、子どもがいる人は 32% と大幅に低下した人たちが多くを明らかにしている。

また、子育てを担うことは、高齢期の女性の貧困につながる、あるいは高齢期においても子育てのリスクが高いことも実証されている。阿部彩 (2017) では、高齢期の婚姻女性の貧困について国民生活基礎調査の再分析を行い、1985 年と 2012 年の状況を比較して、未婚の場合は貧困率が下がっているのに対して、死別・離別を経験した女性は、貧困率が高くなっていることを明らかにしている。そのことを受けて「結婚・出産などで就労を中断した女性においては、現在の社会保障制度の仕組みの下では、高齢期においてもそのダメージを回復することはできない」と結論付けている。また、高齢世代の中でも未婚子と女性自身のみ世帯と三世大家族 (女性自身は祖母の立場)

---

(4) 3月の研究会では、三世大家族、特に、第一次産業を含む自営業の業態における家族従業者の地位にある女性の貧困の問題に触れたが、それはさらに深刻であると考えられ、今後取り組みたい課題である。第一次産業の家族従業者である女性は、婚姻時には、女性が自立できるような技術を身につける機会がない、女性自身が意見を言う場がない、稼得の場における地位がそのまま家庭内の地位に連続的に引き継がれるなど、夫のみならず、その上の世代との関係においても不利な立場に置かれる構造的背景を有する。

つまり、離婚する場合には、自身の資産を有することがなく、生活の再構築の見通しが持てないことが推察され、身体一つで放り出されることになるので、その選択がより一層しづらい状況にあることがうかがえる。

においては、貧困率が高いことも明らかにされている。これらの世帯においては、子世代による親を扶養する能力が低下しているだけでなく、自らの生活を維持できない子どもが親から扶養されるケースもみられ、「子育てのリスクが、子どもが成人年齢に達した後も高まっている」と指摘している。

## 結 論

本稿では、断片的に行われてきた子育て研究を「世帯のなかに隠れた貧困」の可視化のために再構成をする作業を行った。子育てという事象を見ることで、女性が家族の中で調整弁や緩衝材としての役割を担っていることをより一層、鮮明に可視化させることができる。子育ては、女性にとっては、個人的に、あるいは社会的必要を満たすために時間的にも経済的にも硬直的に作用し、特に低所得世帯や世帯内不平等の度合いが大きい世帯では女性たちは貧困を経験していると考えられる。バーゲニングにおいて弱い立場にある女性が、家族への貢献とは認識されない子育てを担うことで、そのやりくりで窮している場面、特に子どもへの影響を最小限に食い止めるために、先駆けて女性が経験する不利を「隠れた貧困」として取り扱うことができよう。子どもにまで不利があらわれた時点で「子どもの貧困」の問題とも重なる。

今後の「世帯のなかに隠れた貧困」の可視化に向けた実証的研究に向けての課題として、本稿からは次のようなことが挙げられよう。

まずは、「世帯のなかに隠れた」状態をどのように計測するのかということについての検討が必要であろう。本稿で検討したように、成人間男女における不平等の問題を取り扱うにしても男女の収入格差が大きいという前提のもと、どのようにしたら対等性を考察できるかについては、改めて考える必要がある。また、「子どものための費用」についてのジェンダーによる捉え方の違いについてもより厳密に見ていくことが必要である。成人男女の問題であれば不平等と整理できようが、子どもとの関係においては単純に不平等と言えないところにこの問題の難しさがある。それは、女性自身の自己選択ともいえるし、ときに女性自身の生きがいにもなるし、場合によっては存在証明ともなり得ることを貧困の問題として再整理することが必要となる。

もう一つは、本稿の一つの帰結として、「世帯のなかに隠れた貧困」問題の解決のためには、稼得の機会を得ることで、世帯内の位置を高めるということに結びつくが、そのような解決策は一方的なものである（ケアを市場化させ人々をケアから遠ざけることになる）とも言えよう。ケアを起因とした不平等の問題を論じるためには、各社会における「ケア」の価値や規範を理解したうえで、社会保障制度やそれに基づく社会資源のあり方を考察することで不平等を是正するという視点からの考察も必要だと考えるが、それは今後の課題にしたい。

（たなか・ともこ 佛敎大学社会福祉学部准教授）

## 【参考文献】

- 阿部彩（2017）「女性の貧困と子どもの貧困」再考」松本伊智朗編『「子どもの貧困」を問いなおす——家族・ジェンダーの視点から』法律文化社
- Bennett, F. and Daly, M. (2014) *Poverty through a Gender Lens: Evidence and Policy Review on*

- Gender and Poverty*, [https://www.spi.ox.ac.uk/sites/default/files/Gender\\_and\\_poverty\\_Bennett\\_and\\_Daly\\_final\\_12\\_5\\_14\\_28\\_5\\_14.pdf](https://www.spi.ox.ac.uk/sites/default/files/Gender_and_poverty_Bennett_and_Daly_final_12_5_14_28_5_14.pdf). (2020.3.25 最終閲覧)
- Burchardt, T. (2010) "Time, Income and Substantive Freedom: A Capability Approach", *Time and Society*, 19 (3), 318-344.
- Cantillon, S (2013) "Measuring Differences in Living Standards within Households", *Journal of Marriage and Family*, 75, 598-620.
- , Gannon, B. and Nolan, B. (2004) *Sharing Household Resources : Learning from Nonmonetary Indicators.*, Dublin, UK : Institute for Public Administration.
- , Maitre, B. and Watson, D. (2016) "Family Financial Management and Individual Deprivation", *Journal of Family and Economic Issues*, 37 (3), 461-473.
- , and Nolan, B. (1998) "Are Married Women More Deprived Than Their Husbands?", *Journal of Social Policy*, 27-2, 151-171.
- Fujii, Tomoki and Ishikawa, Ryuichiro (2011) "How Does Childbirth Alter Intrahousehold Resource Allocation? Evidence from Japan", *Department of Social Systems and Management Discussion Paper Series*, No.1269, University of Tsukuba.
- Sen, Amartya K. (1990) 'Gender and Cooperative Conflicts'. Irene Tinker ed., *Persistent Inequalities : Women and World Development*, Oxford University Press.
- 濱本知寿香 (1999) 「子どもの誕生と生活変動——子どもの養育に対する生活保障の検討」樋口美雄・岩田正美編『パネルデータから見た現代女性——結婚・出産・就業・消費・貯蓄』東洋経済新報社
- 岩田正美 (2009) 「貧困のとらえかたと政策対応」早稲田大学グローバルCOE《企業法制と法創造》総合研究所『季刊 企業と法創造』第6巻第1号, 11-18
- ・平野隆之・馬場康彦 (1996) 『在宅介護の費用問題』中央法規出版
- 可知悠子 (2019) 「社会的不利や健康・発達の問題が3, 4歳で保育園・幼稚園等に通っていないことと関連——約4万人を対象とした全国調査の分析から」『北里大学報道発表』2019年3月27日
- 家計経済研究所 (1999) 『ワンペアレント・ファミリー (離別母子世帯) に関する6ヵ国調査』
- 家計経済研究所 (2009) 『現代核家族のすがた——首都圏の夫婦・親子・家計』家計経済研究報告書, No.4
- 前田正久・湯本和子・松村邦子 (1971) 「家計の配分体系への考察と共働き家計の分析」中鉢正美編『家族周期と家計構造』至誠堂
- 御船美智子 (1990) 「家計の構造と家計費の構造」社会保障研究所編『高齢社会への生活変容』出光書店 315-336
- 蓑輪明子 (2016) 「2000年代における女性労働とケアの現状——低年齢児童を持つ家族の労働と保育」『大原社会問題研究所雑誌』No.695・696, 19-34
- 大石亜希子 (2003) 「母親の就業に及ぼす保育費用の影響」国立社会保障・人口問題研究所『季刊 社会保障研究』Vol.39, No.1, 55-69
- 大石亜希子 (2019) 「子どもをケアする時間の格差」松本伊智朗・湯沢直美編著『生まれ、育つ基盤—子どもの貧困と家族・社会』明石書店
- 坂口尚文 (2004) 「結婚, 出産, 離婚と所得変化」樋口美雄・太田清・家計経済研究所編『女性たちの平成不況 デフレで働き方・暮らしはどう変わったか』日本経済新聞社 153-168
- ・田中慶子 (2015) 「「共働き夫婦の家計と意識に関する調査」について」家計経済研究所『季刊 家計経済研究』第106号, 2-17
- 三具淳子 (2018) 『妻の就労で夫婦関係はいかに変化するのか』ミネルヴァ書房
- 重川純子 (2004) 「夫婦の収入バランスが夫妻関係に及ぼす影響」家計経済研究所『季刊家計経済研究』No.64
- 周燕飛 (2020) 『貧困専業主婦』新潮社
- シンママ大阪応援団編 (2017) 『シングルマザーをひとりぼっちにしないために——ママたちが本当にやってほしいこと』日本機関誌出版センター

- 鈴木富美子（2015）「共働き夫婦の家計のかたち——夫婦の収入類型からみた支出と運営」家計経済研究所『季刊 家計経済研究』第 106 号, 39-54
- 田間泰子（2001）『母性愛という制度——子殺しと中絶のポリティクス』勁草書房
- 田中智子（2015）「子育てとケアの境界——家計構造からみた障害児ケアの困難」全国障害者問題研究会『障害者問題研究』第 42 巻 4 号, 266-273
- （2019）「子育て世帯の所得格差と子どもの保育格差」保育研究所『保育情報』No.517, 4-8
- （2020）『知的障害者家族の貧困——家族に依存するケア』法律文化社
- 長寿社会開発センター（1993）『高齢者在宅介護費用の研究』
- 内閣府「平成 21 年度インターネットによる子育て費用調査」[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/cyousa21/net\\_hiyo/mokuji\\_pdf.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/cyousa21/net_hiyo/mokuji_pdf.html)（2020 年 3 月 25 日最終閲覧）
- 室住眞麻子（2000）『世代・ジェンダー関係からみた家計』法律文化社
- 吉田千鶴（2015）「日本の共働き世帯における夫と妻の幸福度と子供、時間配分」家計経済研究所『季刊 家計経済研究』第 106 号, 18-28
- 吉田俊六（1996）『「エンジェル係数」調査による子育て費用の構造解明』『教育と情報』No.464, 6-13
- 盧回男（2017）「母親の就業による子供への影響」家計経済研究所『「家計経済研究所による家計・家族調査の成果に関する研究」報告書』